

辻議員（共産）

平成27年12月10日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問） 臨時的職員の任用について留意すべき点について

文科省の調査では、今年度、公立小・中学校の教員定数に占める正規教員の割合は、全国平均は93.1%、全国1位は東京都の102.6%で、広島県は36番目の90.7%であり、ここ数年この順位はほぼ変わらない。

昨年7月4日付で総務省は「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用について」という通知を出しているが、臨時的任用の職員についてどういう点に留意すべきであるとしているのか、教育長に伺う。

（答）

昨年7月の総務省通知におきましては、臨時・非常勤職員の採用に当たり、例えば、

- ・ 社会保険や労働保険の適用について、法律に基づく適用要件に則って適切に対応すること
- ・ 研修や福利厚生について、従事する業務の内容や業務に伴う責任の程度に応じて適切に対応すること
- ・ 同一の者が繰り返し臨時職員などとして任用されることは、計画的な人材育成への影響や臨時職員としての身分の固定化などの問題を生じさせるおそれがあること

などが、留意すべきポイントとして示されており、教育委員会といたしましても、引き続き、こうした点を十分配慮して、臨時的任用職員等の任用を行っていく必要があると考えております。